

議案第 20 号

岩倉市水道事業給水条例の一部改正について

岩倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岩倉市水道事業給水条例（平成10年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第17条第2項中「10円」を「1円」に改める。

第28条第1項中「超過料金並びに別表第3に定めるメーター使用料により」を「従量料金により」に、「10円」を「1円」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 一般用 次号に該当しないもの
- (2) 臨時用 工事用その他臨時的に使用するもの

第29条第2項第2号中「以内で、基本水量の2分の1未満の使用水量」を「以内」に改め、同項第3号及び同条第4項を削る。

第35条第1項中「別表第4に定めるところにより」を「次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とし、」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第7条第1項の指定 1件につき10,000円
- (2) 第7条第1項の指定の更新 1件につき7,000円
- (3) 第7条第2項の設計審査（使用材料の確認を含む。） 1件につき650円
- (4) 第7条第2項の工事検査 1回につき350円（岩倉市企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年岩倉市水道事業管理訓令第1号）に基づく週休日、休日及び正規の勤務時間以外に工事検査をするときは、5割を追徴する。）

別表第2を次のように改める。

別表第2（第28条関係）

料金 用途	基本料金（1月につき）		従量料金（1月につき）	
	メーター 口径	料金	使用水量	料金 （1立方メートルにつき）
一般用	13ミリ メートル	円 530	5立方メート ルまで	円 40
	20ミリ メートル	550	5立方メート ルを超え10 立方メートル	84

			まで	
25ミリメートル	850	10立方メートルを超え 20立方メートルまで		110
30ミリメートル	1,270	20立方メートルを超え 30立方メートルまで		131
40ミリメートル	2,550	30立方メートルを超え 40立方メートルまで		168
50ミリメートル	3,570	40立方メートルを超え 50立方メートルまで		200
75ミリメートル	8,920	50立方メートルを超える		226
臨時用	1立方メートルにつき	226円		

別表第3及び別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
(料金に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の岩倉市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日の前日を含むものに係る料金の徴収については、なお従前の例による。